

気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設に係る協定書

〇〇（以下「甲」という。）と三重県川越町（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、気候変動適応法（平成30年法律第50号。以下「法」という。）に基づく指定暑熱避難施設について、熱中症による人の健康に係る被害の発生の防止が図られるよう、当該施設の指定暑熱避難施設としての指定及び運営に当たり必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定で使用する用語の定義は、法の用語の定義によるものとする。

（協定の目的となる指定暑熱避難施設）

第3条 この協定の目的となる指定暑熱避難施設は、次に掲げるとおりとする。

- （1）名称
- （2）所在地

（供用部分）

第4条 指定暑熱避難施設において、住民その他の者の滞在の用に供する部分（以下「供用部分」という。）は別図のとおりとする。

（開放可能日等）

第5条 指定暑熱避難施設の開放可能日等、開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数は、次に掲げるとおりとする。

- （1）開放する曜日
- （2）開放する時間帯
- （3）開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数

（施設の管理）

第6条 指定暑熱避難施設の管理責任者は、次に掲げるとおりとする。

- （1）所属部課
- （2）役職名
- （3）氏名
- （4）連絡先

2 甲は、法第21条第1項に規定する指定暑熱避難施設の基準に適合するように、指

定暑熱避難施設の供用部分を適切に維持管理するものとする。

- 3 乙は、指定暑熱避難施設の供用部分について、指定暑熱避難施設として住民その他の者の滞在に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、甲に対し改善を申し入れることができる。

(熱中症特別警戒情報の発表時の対応)

第7条 乙は、三重県を対象とする熱中症特別警戒情報の発表を知ったときは、その旨を速やかに甲に伝達するものとする。

- 2 甲は、前項の伝達を受けたときは、当該熱中症特別警戒情報の発表期間中、第5条に定める開放可能日等において、指定暑熱避難施設のうち第4条に定める供用部分を一般に開放するものとする。
- 3 前項による指定暑熱避難施設の開放中における住民その他の者の滞在に係る対応は、甲においてこれを行うものとし、必要に応じ乙に協力を求めることができる。

(熱中症特別警戒情報の発表時以外の対応)

第8条 甲は、熱中症特別警戒情報の発表時以外においても、住民その他の者が暑熱を避けるための滞在場所として、第4条に定める開放可能日等において、指定暑熱避難施設のうち第4条に定める供用部分を一般に開放するよう努めるものとする。

- 2 前条第3項の規定は、前項の規定により供用部分を一般に開放する場合において準用する。

(変更の協議)

第9条 甲は、指定暑熱避難施設の営業時間の変更や増改築等に伴い本協定の内容に変更が生じる場合は、あらかじめ乙と協議するものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、当該期間の満了の3か月前までに、甲又は乙のいずれからでも協定の更新をしない旨の申出がなかった場合には、協定は、引き続き同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 本協定について疑義が生じたとき又は本協定に定めがない事項について取扱いを定める必要があるときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 住所
氏名

印

乙 住所 三重県三重郡川越町大字豊田一色 280 番地
氏名 川越町長

印

別図



